

事後調査計画書

平成 23 年 8 月 30 日

広島市長

事業者

住所 広島市西区南観音7丁目14番20号

氏名 株式会社 クリショー

代表取締役 川端 洋二

電話番号 082-292-2355



広島市環境影響評価条例第30条第2項の規定により、次のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
工事の着手又は完了の年月日	平成 23 年 8 月 17 日 (工事着手)
事後調査の項目及び手法	別紙のとおり
事後調査を行う期間	平成 23 年 8 月 ~ 平成 42 年 12 月 (予定)
事後調査報告書の提出の時期	毎年 9 月末
その他	<p>事後調査は次の業者に委託して行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質関連…計量証明事業登録機関 (濃度) ・土壌関連…環境省指定土壌汚染調査機関 ・植物関連…調査実績を有する業者



工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査方法等	調査地点及び調査頻度
1. 水質	砒素	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環告59号)	沢水5地点(S09, S11, S14, S16, S17)、処理施設の処理前、処理後7地点 ^{注1)} (図-1, 図-3, 図-4参照) (調査頻度: 砒素1回/月, 鉛1回/年)
	鉛		
2. 地下水汚染	砒素	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環告10号)	観測井戸8ヵ所 ^{注2)} 及び沈砂池(放流槽) (図-2, 図-3, 図-4参照) (調査頻度: 砒素1回/月, 鉛1回/年)
	鉛		
3. 土壌汚染	砒素	土壌溶出量調査に係る測定方法(平成15年環告18号) 土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環告19号)等	掘削予定地の土壌掘削時 (図-5, 図-6参照) 観測井戸設置時 ^{注3)}
	鉛		
4. 植物	エビネ キンラン	現地踏査による	エビネ、キンランの移植先 (エビネ : 5月頃 生息状況を確認後) (キンラン : 5~8月頃 生息状況を確認後)

注1): 沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注2): 観測井点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注3): 注2で観測井戸を上流側に移設する場合は、ボーリングを利用して土壌汚染調査を行う。

1. 水質調査

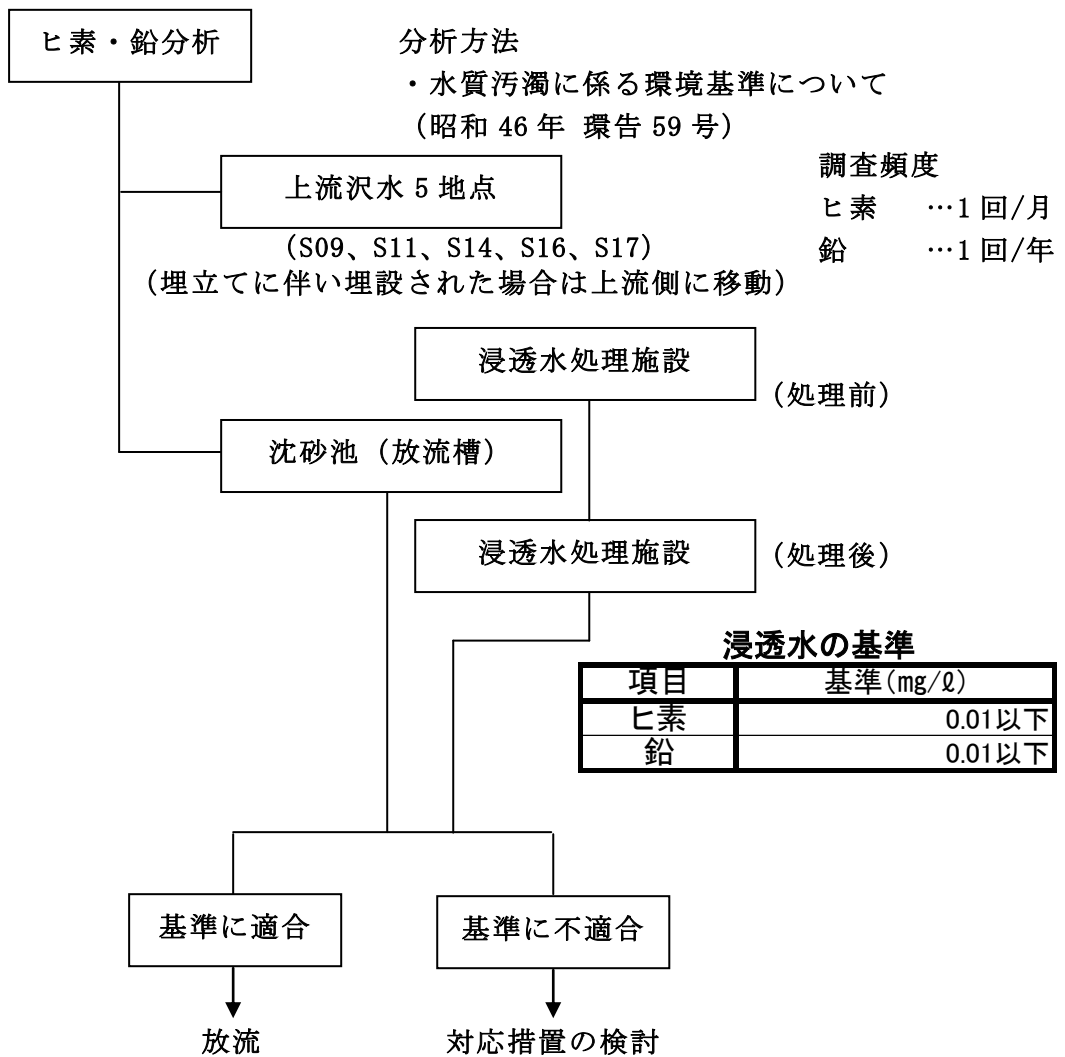
①浸透水処理施設（砒素除去装置）

当該処理施設では、産業廃棄物埋立て開始以前から観測井戸等で砒素及び鉛が検出されている他、埋立て開始後においても上流部の沢や浸透水からも砒素が検出されている。

これらは、地盤内に自然的原因により存在すると考えられるが、掘削土砂の覆土利用等による砒素の溶出も否定できない。このため、砒素による周辺公共用水域等への拡散を防止するため、浸透水の処理施設（ヒ素）を設置する。

- ・ 設置場所・・・最下流の沈砂池
- ・ 処理量・・・通常 15 m³/hr (360 m³/日)
最大 42.4 m³/hr (21.2 m³/h×2 基) (1017.6 m³/日)
- ・ 処理方式・・・ADI 法による吸着処理

②水質調査



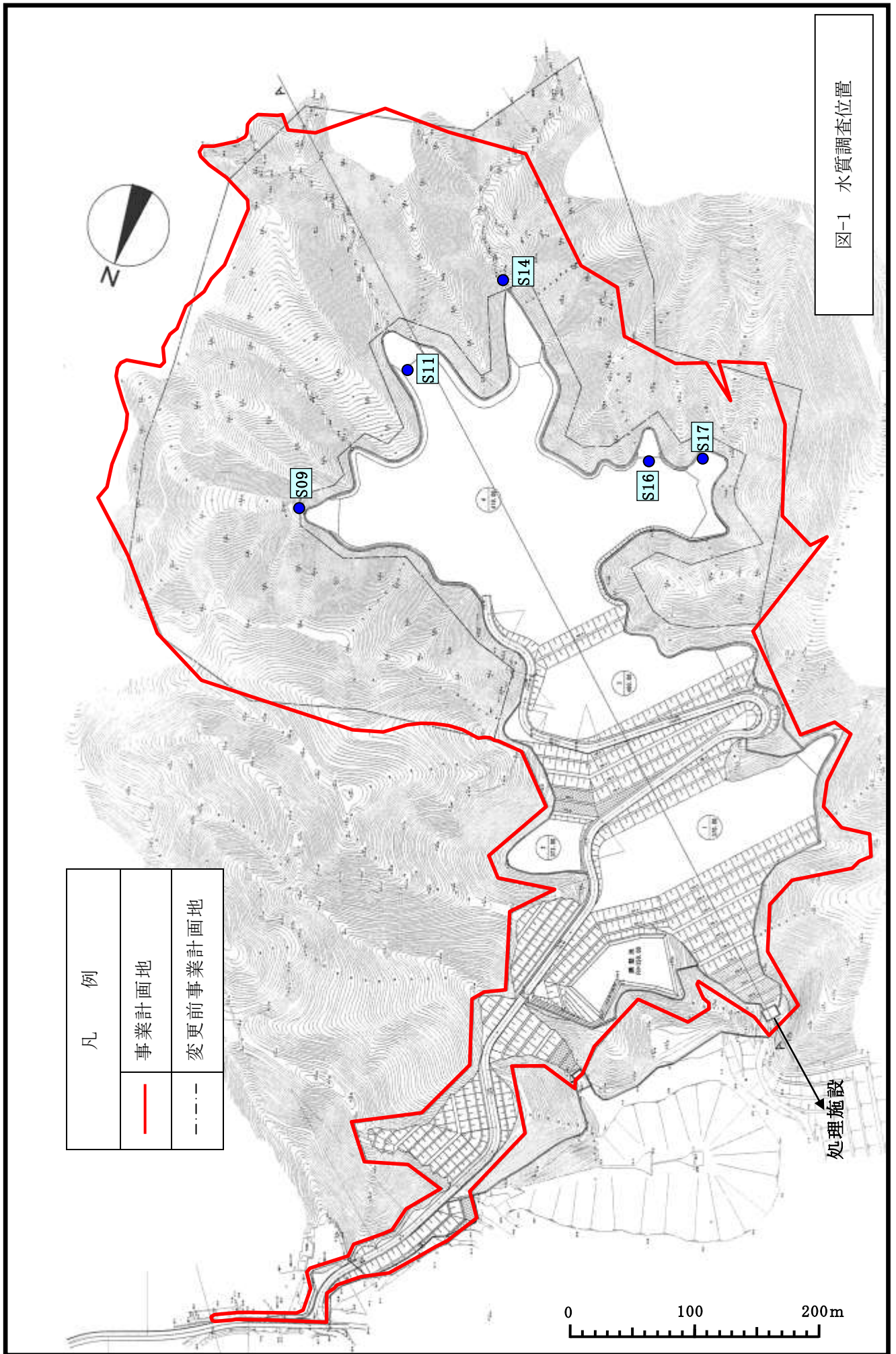


図-1 水質調査位置

凡 例	
—	事業計画地
- - -	変更前事業計画地